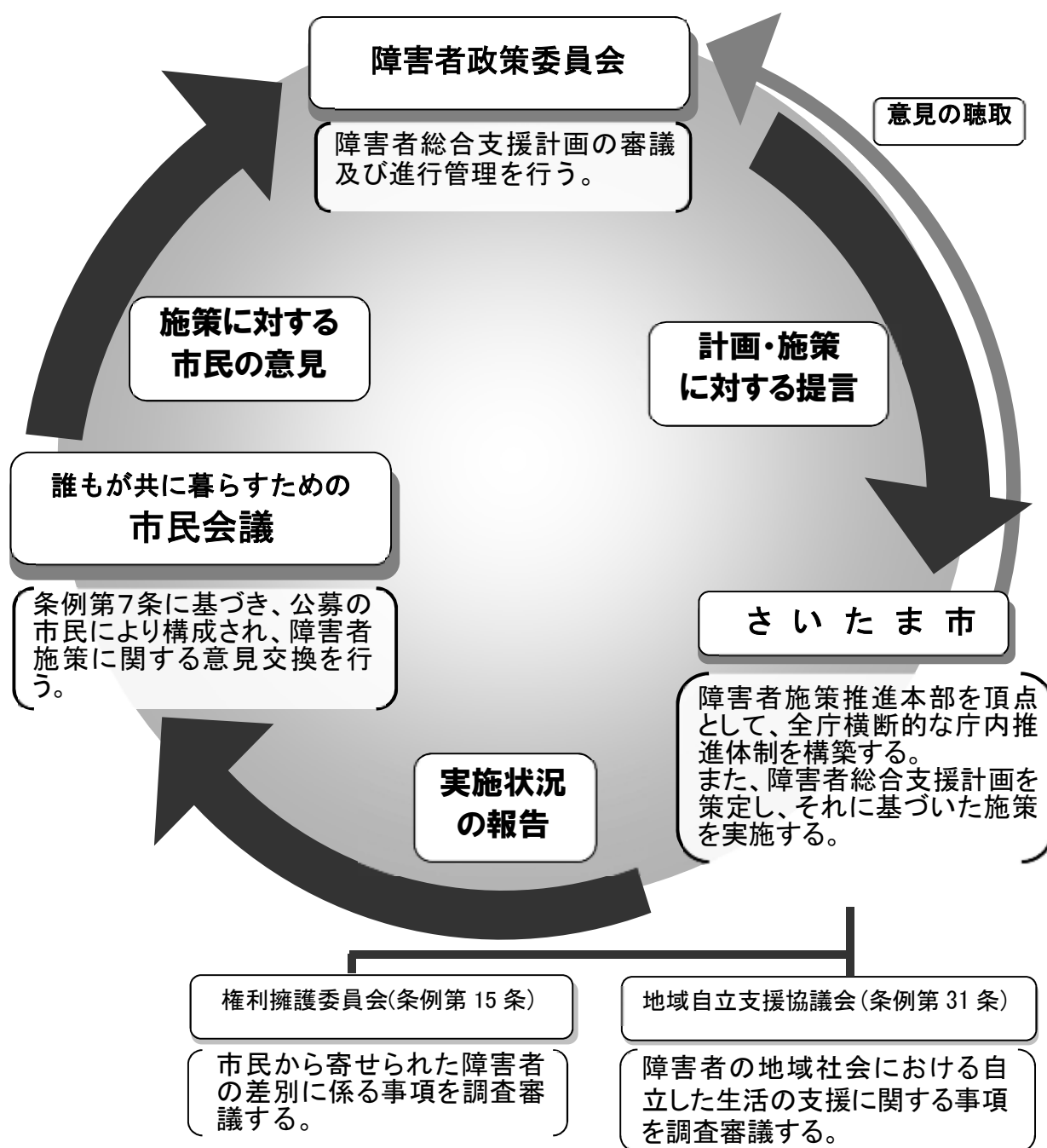


さいたま市の障害者施策の推進体制



- ・「障害者政策委員会」で、市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行います。
- ・「誰もが共に暮らすための市民会議」は、障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置します。
- ・障害のある人だけでなく幅広い市民の参画の下、様々な立場で意見を交換し、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして、障害者施策を推進していきます。

《参考：障害者基本法抜粋》

(障害者基本計画等)

- 第 11 条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6～9 省略

[略]

(都道府県等における合議制の機関)

- 第 36 条 都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。
- 一 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4、5 [略]

○さいたま市障害者政策委員会条例

平成15年3月14日

条例第17号

改正 平成16年10月20日条例第52号

平成24年3月21日条例第16号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、さいたま市障害者政策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成16年条例52号・24年16号〕)

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(専門委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月20日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）

第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第2条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、

その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第4条第1項の規定により委員長として定められたものとみなす。

(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)

- 4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

さいたま市障害者政策委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市障害者政策委員会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第2条 会議の会議録を作成しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会の決議により非公開とすることができる。

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議の前に、自己の住所、氏名その他委員長の必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の人数は、傍聴席の状況により、委員長が定める。

3 傍聴の許可は、先着順に行うものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者

(3) 前2号のほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること

(4) 飲食又は喫煙すること

(5) 許可なく録音機、写真機、撮影機その他これらに類するものを持ち込み使用すること

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること

(退場)

第7条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成15年9月29日から施行する。